

工事完成写真の電子化について

概要

建築営繕課が発注する工事において、受注者に提出を求める書類のうち、工事完成写真アルバムについては作成を廃止し、原則として電子データでの提出に一本化する。

これまで電子化を推進してきた各種書類に加え、完成写真の原則電子化を行うことにより、工事受注者が作成する工事書類のさらなる電子化を推進するものである。

1 工事書類等への記載

今回の変更に伴い、特記仕様書（〇1-16 完成写真）を一部改定した。なお、現在工事中の現場については、打合せ記録簿に下記を参考として、完成写真を電子データのみ提出とする旨を記載すること。

（記載例）

特記仕様書の改定により、〇1-16 完成写真のうち、工事完成写真アルバム綴じの提出を不要とし、電子データのみ提出とする。なお、完成写真の取扱い等については県が示す方法に準ずるものとする。

2 完成写真の品質等

完成写真は、次のとおり撮影し、監督職員に提出するものとする。

撮影部位 及び箇所数	形式・サイズ	格納先	画素数 及び画質等	撮影者
協議による。 ただし、特殊な施工 箇所等があれば優先的に撮影	電子データ (JPEG フルカラー・ 圧縮率 1/4 程度)	(格納方法)の とおり	2000 万画素以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高画質	建物完成写真の撮影実績がある者推奨

3 完成写真の格納方法等

完成写真の電子データ格納方法については、下記のとおりとする。なお、データ量が多い場合は、監督員と協議のうえ、DVD-R 又は複数 CD に分割して格納する。

【完成写真】（注1）

ファイル名は XXX.JPG

XXX：数字3文字の連番（001～）

【完成写真一覧】（注2）

完成写真 PDF 作成ツールを使用し、データの作成をしてください。OTHERS001.PDF 以降は、今まで通りに格納する。

（格納方法）

